

- ① 休園及びクラス閉鎖となる場合、縮小保育を実施する場合は、**必ず**こども教育保育推進課まで連絡を入れてください。
- ② その他の場合は、下記の例に従い、ご対応をお願いします。(判断が難しい場合はご連絡ください)
- ③ 感染者報告書 (R4.4.11~の新様式) は**必ず提出**してください。(県への報告義務があります)
宛先は、こども教育保育推進課 () します。

【陽性者に症状がある**場合の例】**

5/8 (日)	5/9 (月)	5/10 (火)	5/11 (水)	5/12 (木)	5/13 (金)	5/14 (土)
			最終登園日 (症状出現) 基準日	病院受診 →PCR 検査	→陽性判定	
← 感染可能期間 →						
5/15 (日)	5/16 (月)	5/17 (火)	5/18 (水)	5/19 (木)	5/20 (金)	5/21 (土)
		接触者は無 症状であれば登園可能				

- 基準日 (感染可能期間を特定するための日) : 症状の出現した日
- 接触者 (PCR 検査) の対象 : 5/9 (月)、5/10 (火)、5/11 (水) で接触のあった園児・職員 (症状が出現した日を含む、前 2 日間が該当します)
- 接触者が検査を受けるタイミング : **感染者と最終接触があった日を 0 日目とカウント**し、2 日後の 5/13 (金) 以降の PCR 検査受検を推奨します。
それまでは県の方針に従い、自宅待機を依頼しております。
- PCR 検査を受けられない接触者*1 : 最終接触日を 0 日目とカウントし、5 日間の自宅待機を推奨しています。この例の場合、5/16 (月) まで待機となります。

*1 PCR 検査を受けられない接触者 (再掲) : ① PCR 検査を受けたくない方
② 過去 3 か月以内に陽性判定の出た方
③ 乳幼児等で上手に唾液を採取できない方
(スポイトや針のない注射器で採取も可能)